

史料 大西洋憲章（1941 年）

アメリカ合衆国大統領およびイギリス王国のチャーチル総理大臣は会合をもった後、両国が一層よい未来を求めようとする、その希望の基礎となる両国の国策に共通する原則を公開することが、正しい方法だと考える。

1. 両国は、領土的その他の増大を求めない
2. 両国は、関係国民が自由に表明した希望と一致しない領土の変更が行われることを望まない
3. 両国は、一切の国民がそのもとで生活しようとする政体を選択する権利を尊重する

両国は主権および自治を強奪^{ごうだつ}された者に主権および自治が返還されることを希望する

4. 両国は、現存する義務を法律の定めに照らして尊重し、大国であろうと小国であろうと、また戦勝国であろうと敗戦国であろうと、すべての国がその経済的^{はんえい}繁栄に必要な世界との通商および原料^{そくしん}の交易が均等な条件で利用・共有できるよう、その促進に努力する

5. 両国は、改善された労働基準、経済的向上および社会的安全を一切の国のために確保することができるよう、以上の一切の国の間の経済的分野において完全な協力が実現できることを希望する

6. 「ナチ党」の暴虐^{ぼうぎやく}の最終的な破壊のあと、両国は一切の国民に対してその国境内において安全に居住するための手段を供与し、あわせて一切の国のすべての人類が恐怖および欠乏から解放^{けつぽう}されて、その生を全うすることが確実に実現できるよう、平和が確立されることを希望する

『日本外交年表並主要文書』下、外務省、1966年、口語訳

史料 国際連合憲章〔前文〕（1945 年）

われら連合国の人民は、われらの一生のうち二度まで言語に絶する悲哀^{ひあい}を人類に与えた戦争の惨害^{さんがい}から将来の世代を救い、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念を改めて確認し、正義と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務の尊重とを維持することができる条件を確立し、一層^{いっそう}大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進すること、

並びに、このために、寛容^{かんよう}を実行し、且つ、善良な隣人^かとして互^{たがい}に平和に生活し、国際の平和および安全を維持するためにわれらの力を合わせ、共同の利益の場合を除く外は武力を用いないことを原則^{じゅだく}の受諾と方法の設定によって確保し、すべての人民の経済的及び社会的発達を促進するために国際機構を用いることを決意して、これらの目的を達成するために、われらの努力を結集することに決定した。

よって、われらの各自の政府は、サンフランシスコ市に会合し、全権委任状を示してそれが良好妥当^{だとう}であると認められた代表者を通じて、この国際連合憲章に同意したので、ここに国際連合という国際機構を設ける。

国連広報センター ホームページより